

クラブ員規約

第1条 (入会) 本クラブに入会するときは所定の手続きを行ない、入会金、月会費その他必要な料金を支払わなければならない。また、入会時及び入会后支払われた、入会金及び月会費その他の料金は、原則として返還しない。

第2条 (休会) 傷病、その他やむを得ない事由で本クラブの活動に1カ月以上参加できない場合は事前に休会届けを提出し月単位で本クラブを休会することができる。

第3条 (退会) クラブ員は退会する場合は、退会届けを提出し未払いの料金がある場合は、完納しなければならない。

第4条 (クラブ員資格の一時停止・除名及び入会の拒否) 本クラブはクラブ員又はクラブ員になろうとする者が次の各号の1つに該当すると認めた場合、そのクラブ員資格の一時停止又は除名及び入会の拒否を行うことができる。

- 1) 本規約又は本クラブが定めた事項に違反したとき
- 2) 本クラブの秩序を乱し、又は本クラブの名誉・品位を著しく傷つけたとき
- 3) 入会手続きに不備があるとき
- 4) 会費等の支払いを滞納し、請求があっても完納しないとき
- 5) その他本クラブがクラブ員として不相当と認められる方

第5条 (未成年者の場合) 未成年者がクラブ員に成ろうとする時は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合、親権者は自らクラブ員と成った場合と同等に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第6条 (資格の譲渡、貸与の禁止) 本クラブのクラブ員資格は、これをほかに譲渡又は貸与する事はできない。

第7条 (規則の厳守及び責任) クラブ員は、本クラブが定める本規約、会則、注意事項を守らなければならない。

1. クラブ員は所持品について自己の責任において管理すること。盗難について本クラブは一切の責任を負わないものとする。又クラブ員は、自己の責任に帰すべき原因により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は速やかに、その賠償責任を果たさなければならない。ただし、本クラブに故意又は重過失がある場合はこの限りではない。
1. クラブ員活動(管理下中の練習、試合及び通常の往復途上)中の事故及び怪我に対する補償は(財)スポーツ安全協会栃木県支部のスポーツ安全保険の範囲内とする。